

第3次 たじみ男女共同参画プラン 後期計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

概要版

計画策定の趣旨

多治見市では、市民一人ひとりがお互いを大切にすることができ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するため、平成30（2018）年3月に「第3次たじみ男女共同参画プラン」を策定し取り組みを進めています。その前期期間の終了に伴い、これまでの取り組み状況や社会情勢の変化、令和3（2021）年8月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果及び多治見市男女共同参画推進審議会での審議をふまえ、後期計画を策定しました。

計画の性格と位置づけ

本計画は、多治見市男女共同参画推進条例第10条に基づいて策定する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策についての基本的な計画です。併せて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に規定する市の基本計画として位置づけます。

計画の期間

第3次プランの実施期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10か年で、後半の令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を後期計画の期間とします。

H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	R 2 (2020) 年度	R 3 (2021) 年度	R 4 (2022) 年度	R 5 (2023) 年度	R 6 (2024) 年度	R 7 (2025) 年度	R 8 (2026) 年度	R 9 (2027) 年度
第3次 たじみ男女共同参画プラン									
前 期					後 期				

多 治 見 市

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会実現のための基本理念のひとつであり、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないことが大切です。

すべての人の人権が尊重されることを基本とし、根強く残る固定的な性別役割分担意識などを改め、男女平等の意識、性別や年齢、国籍などの属性にとらわれず、お互いを認め合う意識を醸成するため、あらゆる世代に向けた啓発や理解の促進に取り組みます。また、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないようにし、性別にとらわれず自らの意思で多様な生き方の選択を行い、これからの男女共同参画社会を担っていくことができるよう、若い世代の教育・学習を推進します。

方針
1

人権を尊重する意識の醸成

- 1 男女共同参画についての広報、啓発
- 2 男女共同参画に関する調査研究、情報収集、提供
- 3 人権の尊重・擁護に関する意識の浸透
- 4 多様性の尊重と理解の促進

方針
2

男女平等の視点に立った教育・学習の推進

- 1 性別にとらわれない子どもの意識の醸成
- 2 男女共同参画を意識した学校（幼稚園・保育所を含む）運営
- 3 若い世代に向けた広報、啓発

具体的取組

- 男女共同参画講演会の開催
- 人権施策推進指針に基づいた人権啓発
- 園児・児童・生徒への人権教育の推進
- 幼稚園・保育所・学校関係者への研修の充実 など

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、性別による差別がなく、誰もが自らの意思と責任で多様な活動が選択できることが必要です。

雇用や労働の分野においては、働く人が差別なく、一人ひとりの個性や能力を発揮でき、安心して働くことができる就労環境の整備が進められていますが、仕事内容や賃金・待遇・昇格機会等の男女差別や格差をなくすため、引き続き企業や市民に対して法律や制度の周知を図っていきます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、仕事と生活の調和を図ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革や支援体制を充実します。

政策・方針決定過程においては、多様な視点が活かされるよう、さらなる女性の参画を推進していきます。

方針
3

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 1 市政における政策・方針決定過程への女性登用の促進

方針
4働く場における女性活躍推進
[多治見市女性活躍推進計画]

- 1 男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- 2 女性の就業、起業に関する支援

方針
5

ワーク・ライフ・バランスの支援

- 1 家庭生活における男女の意識改革の推進
- 2 妊娠・出産期と子育てを支援するための環境整備
- 3 介護を支援するための環境整備

具体的取組

- 審議会等への女性委員の登用促進
- 育児・介護休業制度の定着推進
- 家庭と仕事の調和を実現するための情報提供
- 子育てに関する相談体制の充実 など



すべての人が安心して暮らせる地域社会をつくることは、男女共同参画社会の実現の基礎となります。

地域で支え合えるよう、日ごろの地域活動や防災・災害時における活動に、多様な担い手が参画できる環境をつくる必要があります。特に防災・災害分野では、災害時の多様なニーズや男女が受ける影響の違いに配慮できるよう、女性等の参画を推進します。

また、さまざまな困難を抱える人が安定した生活ができるよう支援を行います。

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーへの暴力（DV）は、安心を脅かす重大な人権侵害です。DVの根絶に向けた予防啓発、相談窓口の周知を行うとともに、被害者を支援するための体制を充実させます。

方針
6

地域社会や防災・災害分野における男女共同参画の推進

- 1 地域活動への参画の推進
- 2 地域活動団体への支援
- 3 防災・災害分野への女性等の参画の推進

方針
7

さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 1 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる支援体制の充実（高齢者保健福祉計画・障害者計画）
- 2 在住外国人への支援
- 3 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

方針
8配偶者等に対する暴力の根絶
[多治見市DV対策基本計画]

- 1 DV防止のための広報、啓発、相談窓口の周知
- 2 連携による被害者の把握、保護、支援

具体的取組

- ボランティアへの積極的参加の働きかけ
- 防災活動への女性の参画の促進
- 在住外国人への生活関連情報の提供
- DVに関する相談窓口の周知
- DV被害者の早期把握、保護、支援の実施 など

プランの推進

本プランを効果的に推進し、実効性のあるものにするためには、より多くの方に理解をいただき、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。そのため、行政と市民・事業者などが相互に連携し、推進体制を充実します。

プランの進捗状況を適切に管理するとともに、法改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じてプランを見直します。

- 1 市民・事業者（商工会議所等）との連携、推進体制の充実
- 2 市役所における男女共同参画の推進
- 3 推進状況の把握と評価、報告

具体的取組

- 男女共同参画推進審議会の実施
- 市職員に対する研修の充実
- プランの進捗状況の把握と評価
- 市民意識調査の実施 など



目標値

プランの推進により、令和9（2027）年度までに達成を目指す目標値は次のとおりです。

項 目	第3次プラン策定時 H28（2016）年度	現状値 R3（2021）年度	目標値 R9（2027）年度
基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画			
男女共同参画推進条例の内容を知っている人の割合	7.7 %	7.9 %	30 %
男女共同参画プランの内容を知っている人の割合	8.4 %	7.4 %	30 %
「社会全体」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	13.9 %	13.2 %	25 %
「社会通念・習慣・しきたり」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	11.8 %	10.4 %	25 %
「学校教育」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	43.4 %	45.5 %	70 %
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる社会づくり			
市の審議会等における女性委員の割合	35.8 %	38.5 %	40 % ～ 60 %
女性委員がいない市の審議会等の数	5	0	0
「職場」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	27.3 %	28.6 %	40 %
女性活躍推進法の内容を知っている人の割合	18.6 %	23.7 %	30 %
男女雇用機会均等法の内容を知っている人の割合	65.0 %	60.5 %	80 %
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の市内企業登録数	—	67	85
「家庭生活」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	32.3 %	37.1 %	40 %
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり			
DV防止法の内容を知っている人の割合	52.9 %	52.2 %	60 %
DV被害を受けた人のうち誰かに相談した人の割合	—	—	30 %

プランの推進*

市の管理職（課長級以上）の女性割合	8.3 %	11.9 %	15 %
市の課長補佐・係長相当職の女性割合	—	29.5 %	30 %
市男性職員の育児休業取得率	11.8 %	27.3 %	15 %
市男性職員における妻の出産に伴う特別休暇（2日）の完全取得率	58.8 %	45.5 %	70 %
市男性職員における妻が出産する場合の子どもの養育のための特別休暇（5日間）の1日以上の取得率	29.4 %	63.6 %	50 %

* … プランの推進の目標値は、「多治見市特定事業主行動計画」と整合を図っています。

発行

多治見市役所 環境文化部 くらし人権課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15

TEL (0572) 22-1128 (直通) E-mail : kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。